

奄美市における総合評価方式ガイドライン

1 総合評価方式の概要

1-1 背景と方策

総合評価落札方式の導入のきっかけは、土木工事をはじめとする入札において、2者以上の同額（最低制限価格）による抽選が増える中、公共工事の品質の確保と促進を目的として、価格に加えて技術力の優劣等を総合的に評価し、価格と技術力の両面から最も優れた者を落札者とする落札方式として、令和4年度末より導入した。

令和6年度においても引き続き総合評価落札方式を導入する。

1-2 効果

- ①技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備される。
- ②施工不良の未然防止、工事目的物の性能が向上することによる長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等による総合的なコストの縮減が図られる。
- ③価格以外の要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境整備が期待される。

1-3 評価方式の選択

①従来の発注方式

標準的な設計、施工方法に基づき最も低い「価格」を提案したものを落札者とする方式。

②総合評価方式

価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式。

なお、工事の特性等に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型のいずれかの方式があるが、奄美市においては特別簡易型を導入する。

【特別簡易型】 ※4千万円を超える工事を対象とし、奄美市入札制度検討委員会において決定された工事とする。

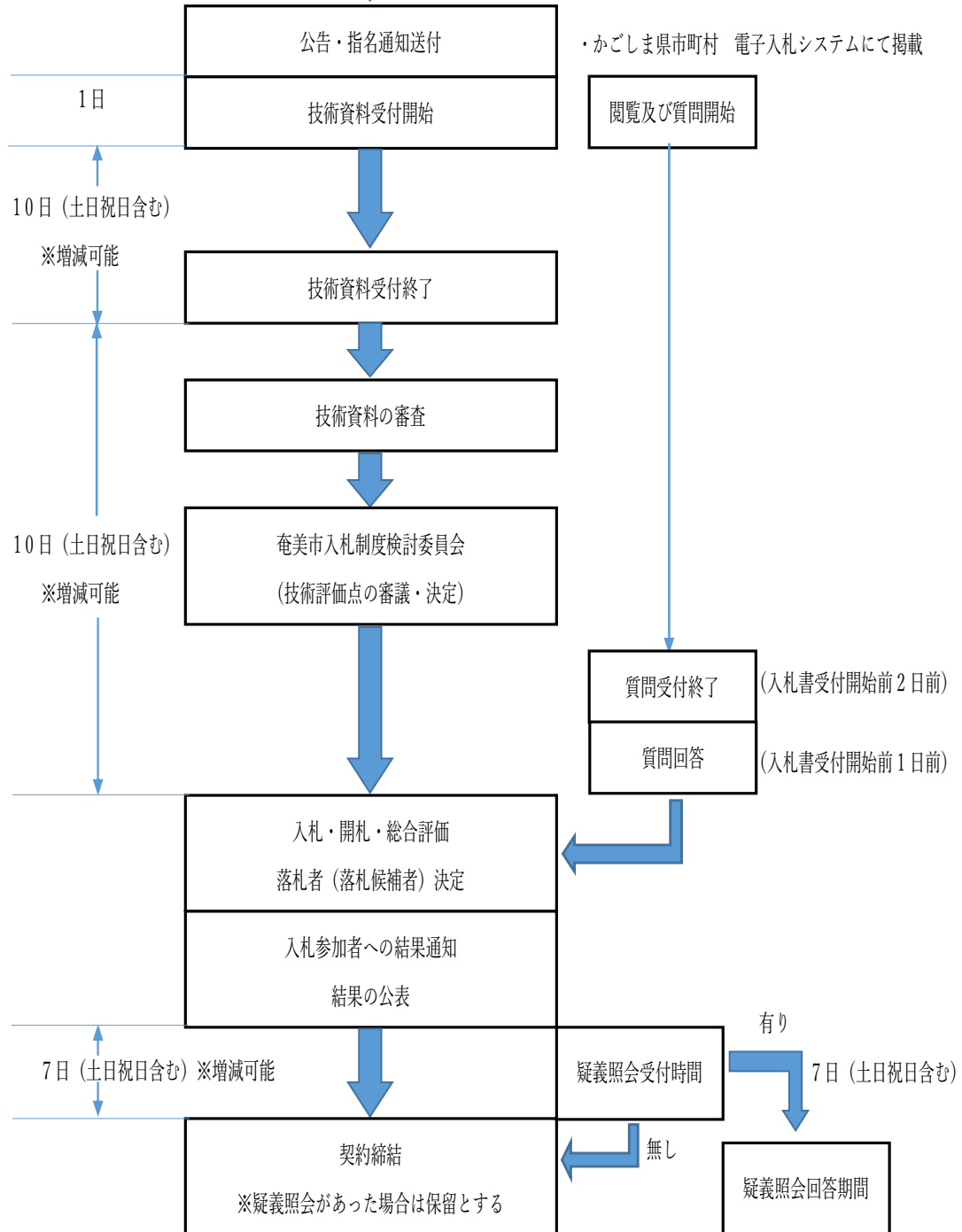
技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、企業の施工能力や配置予定技術者等を評価する方式。

2 総合評価方式の実施手順

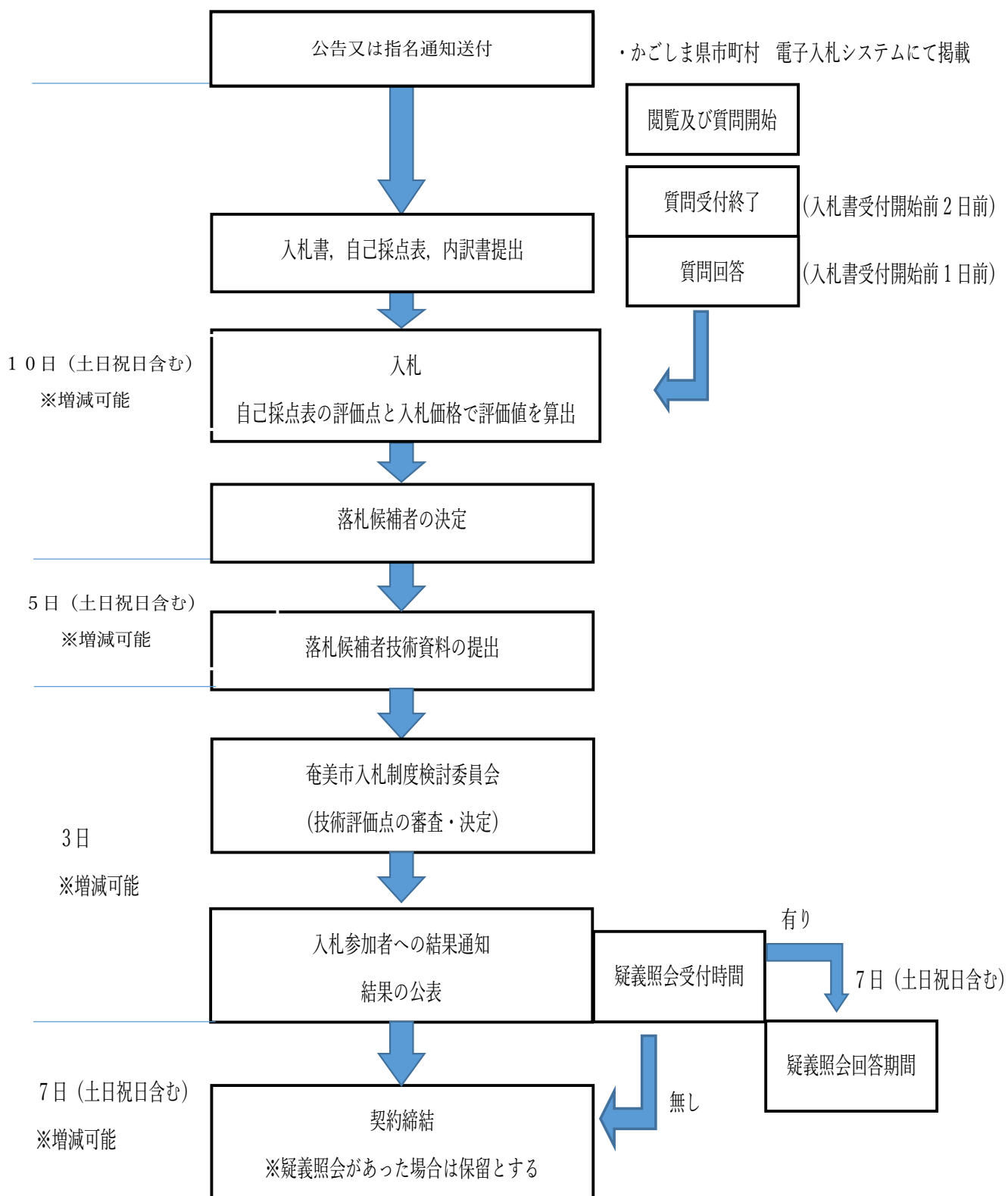
実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

なお、落札決定基準の検討や技術資料の受付・審査機関については、適宜日数を増減できる。

○特別簡易型の試行手順



○特別簡易型自己採点方式の試行手順



3 特別簡易型における審査・評価

3-1 技術資料の提出要請

指名競争入札及び一般競争入札において、技術資料の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ①総合評価方式による入札であること。
- ②技術資料の内容及び提出期限
 - ・技術資料の作成
 - ・技術資料及び作成要領等の配付場所等
 - ・評価項目の工種について
 - ・技術資料の提出（方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所）
- ③決定者基準に関する事項
 - ・評価項目及び評価基準
 - ・評価値の算出方法
- ④総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ⑤評価内容の担保に関する事項
- ⑥その他総合評価方式に関する事項
 - ・入札無効
 - ・落札者の決定

3-2 自己採点方式による技術資料及び自己採点表（以下、「技術資料等」という。）の提出要請

自己採点方式により入札を行おうとするときは、技術資料等の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ①総合評価方式による入札であること。
- ②自己採点方式を適用する入札であること。
- ③技術資料等の内容及び提出期限
 - ・自己採点表の作成
 - ・技術資料の作成
 - ・技術資料等及び作成要領等の配布場所等
 - ・評価項目の工種について
 - ・技術資料等の提出（方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所）

④決定者基準に関する事項

- ・評価項目及び評価基準
- ・評価値の算出方法

⑤総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項

⑥評価内容の担保に関する事項

⑦その他総合評価方式に関する事項

- ・入札無効
- ・落札者の決定

3-3 評価項目，加算点及び評価基準

配置予定技術者が1人に特定できない場合，資格等の条件を満たす複数の候補者を配置予定技術者とすることができる。

その場合，審査については各候補者のうち評価が最も低い者で評価する。

地域貢献の実績は会社としての実績とする。

各工種の評価項目，加算点及び評価基準は別紙「加点項目表」を参照

3-4 自己採点表の審査方法

落札者を決定するために，最高評価点者（落札候補者）から提出された技術評価点の自己採点（仮技術評 評価点）について，市は，当該者から提出された技術資料を基に審査を行う。審査の際，自己採点表に誤りがあった場合は，市は次のとおり修正を行うものとする。

- ・自己採点が過大評価となっていた場合は，正しい評価に下方修正する。
- ・自己採点が過小評価となっていた場合は，修正は行わない。
- ・審査・修正は，評価項目ごとに行う。
- ・最高評価点者（落札候補者）の自己採点表に誤りがあり、下方修正を行った場合においては、次点者にも技術資料の提出を求めたうえで、再評価を行う。

4 奄美市における総合評価方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内で，かつ，失格基準価格以上の価格をもって入札した者で評価値が最も高い者を落札者とする。

なお，評価値の最も高い者が2人以上あるときは，くじにより落札者を決定する。

4-1 評価値の算出方法

入札に参加した者に対して標準点を与え、さらに各評価項目について基準に従って評価を行い、加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除したのち定数を乗じた値を評価値とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times \text{定数} \\ &= \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}\} \times (\text{定数} : 100,000,000) \\ &\quad \text{※小数第4位まで(小数第5位四捨五入)} \end{aligned}$$

標準点：入札に参加した者全てに与えられる点数。

奄美市低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点を与える。

加算点：提出された技術資料を評価し、点数化したもの。

5 その他の留意事項

5-1 評価内容の担保

提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置については、次のとおりとする。

- ① 落札者は、技術資料を提出し評価対象とされた配置予定技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、当該工場の現場に主任技術者又は監理技術者として配置するものとする。なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任であることとし、更に、当該技術者は営業所における専任の技術者でないこととする。
- ② 配置予定技術者が複数名いる場合は、契約締結日において配置する技術者を確定することとし、それ以降における他の配置予定技術者への変更は認めないものとする。ただし、余裕期間を設定した案件については、実工事期間の始期までは、他の配置予定技術者への変更を認めるものとする。
- ③ 配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合等において発注者の承認を得たときを除き、原則としてできないものとする。

- ④ 病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合等において発注者が配置予定技術者の変更を承認したときは、落札者は、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置しなければならない。この場合において、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置することが出来ないときは、契約前にあっては、契約を締結しないことがあり、契約後にあっては、工事成績評定点から10点を減点するものとする。
- ⑤ 病休、死亡、退職等のやむを得ないと認められる場合等を除き、配置予定技術者を当該工事に配置できない場合は、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。この場合において、契約前にあっては、契約を締結しないことがあり、契約後にあっては、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除等の措置をとることがあるものとする。
- ⑥ 前号の規定は、当該工事において建設キャリアアップシステムを運用する誓約を交わした場合において、誓約内容を履行しなかった、または履行していないことが確認された場合においても適用する。
- ⑦ その他、主任技術者又は監理技術者の配置については「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第315号）によるものとする。

5-2 中立かつ公正な審査・評価の確保

地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準を定めるにあたり留意すべき事項について奄美市総合評価方式試行要領第4条に定める「鹿児島県総合評価技術委員会」（以下「技術委員会という。」）の意見聴取を行う。

なお、「留意すべき事項」とは、「価格及び価格以外の技術的な要素を評価する基準」、
「価格以外の技術的な要素に係る評価項目及び評価基準」等をいう。

上記の規定による当該意見聴取においては、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか確認するものとし、必要があるとされた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、価格以外の技術的な要素に係る評価結果の適否について、技術委員会の意見聴取を行う。

5-3 情報公開

①入札公告等への明記

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ・総合評価方式による入札であること。
- ・技術資料の内容及び提出期限
- ・決定者基準に関する事項
- ・総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ・評価内容の担保に関する事項
- ・その他総合評価方式に関する事項

②総合評価結果の公表

落札者が決定した場合は、速やかに以下の事項を閲覧により公表する。

- ・入札参加者名
- ・各入札参加者の技術評価点
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の評価値
- ・各入札参加者の技術評価点内訳

(「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域貢献度」の大きな項目ごとの点数)

③疑義照会への対応

入札参加者は、入札結果を通知された日から起算して7日(当該期間に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除く)以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

入札参加者から、自らの技術評価点(公表した技術評価点内訳の更に詳細な点数)について書面により疑義照会があった場合は、契約担当者は、照会者のみの詳細な技術評価点内訳を書面により回答する。

奄美市総合評価方式（特別簡易型）における加算点及び評価基準

【土木】（土木一式工事）

①企業の施工能力（最大5点加点）

評価項目

- ①-1：過去3年間の市発注の土木工事成績の平均点（0.1点～3.5点）
- ①-2：過去3年間の奄美市の工事成績65点以下の工事件数（-0.5点）
- ①-3：1級の国家資格を保有する技術者の数（1人につき0.1点 上限は10人までとして最大で1.0点）
- ①-4：当該工事における建設キャリアアップシステム活用（0点～0.5点）

②配置予定技術者の能力（最大3.5点加点）

評価項目

- ②-1：担い手育成加算（0.3点～0.5点）
- ②-2：過去3年間で配置予定技術者の工事成績評定最高点（0.5点～1.0点）
- ②-3：過去2年間のCPDS（1級又は2級土木施工管理技士）単位取得状況（0.5点～1.0点）
- ②-4：配置予定技術者の保有している資格の有無（0.5点～1.0点）

③配置予定技術者の能力（最大2.0点加点）

評価項目

- ③-1：地域への貢献（各項目0.3点 上限は1.0点）
- ③-2：過去5年間の雇用状況（各項目0.5点 最大1.0点）

① 企業の施工能力の詳細

① - 1 : 過去3年間の市発注の土木工事成績の平均点について

【特別簡易型】土木（土木一式工事）4千万円以上 評価項目及び加算点	R6年度 加点基準
過去3年度間の市発注の土木工事成績の平均点 ○85点以上～70点未満（3.5～0.1点） ※別紙「過去3年間の土木工事成績平均点 加点一覧表」を参照	令和3年4月1日から令和6年3月31日までに完成した奄美市発注の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。※小数点第2位以下は切り捨て

- ・工事成績平均点は、過去3年間の奄美市が発注した土木一式工事において工事成績合計点を受注工事件数で除した点数とし、小数点第2位以下は切り捨てとします。
- ・過去3年間とは令和3年4月1日から令和6年3月31日までに引渡しが終わった工事とします。
- ・過去3年間に奄美市発注工事の実績が無い場合は、過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日）までに期間を拡大することができます。
- ・共同企業体の工事成績は、全ての構成員が評価の対象となります。
- ・加点対象は85点以上～70点未満とします。

① - 2 : 過去3年間の奄美市の工事成績65点以下の工事件数について

【特別簡易型】土木（土木一式工事）4千万円以上 評価項目及び加算点	R6年度 加点基準
過去3年度間の奄美市の工事成績評点で65点以下の工事件数 ○1回につき（-0.5点）	令和3年4月1日から令和6年3月31日に奄美市が発注した工事において工事成績評点数が65点以下の工事がある場合は減点。

- ・過去3年間に奄美市が発注した工事において工事成績評点が65点以下の※工事1件につき減点します。
なお、減点に下限はございません。（※土木一式工事が対象となります。）
- ・過去3年間とは令和3年4月1日から令和6年3月31日までに引渡しが終わった工事とします。

① - 3 : 1級の国家資格を保有する技術者の数について

【特別簡易型】土木（土木一式工事）4千万円以上 評価項目及び加算点	R6年度 加点基準
1級の国家資格を保有する技術者の数 ○1人につき（0.1点） ※上限は1.0点	入札公告日までに常時雇用している従業員のうち、1級の国家資格（1級建設機械施工管理技士又は1級土木施工管理技士）を保有する技術者の人数。 ※雇用後3か月を過ぎた技術者に限る。

- ・ 1級の国家資格を有している技術者の雇用人数1人につき加点します。なお、雇用人数の上限は10人までとします。
- ・ 1級の国家資格とは、「1級建設機械施工管理技士」と「1級土木施工管理技士」を指します。
- ・ 加点される技術者は、入札公告日または指名通知発行日までに雇用後3か月を過ぎた奄美市内営業所の技術者に限ります。

①- 4 : 当該工事における建設キャリアアップシステム活用について

【特別簡易型】土木（土木一式工事）4千万円以上 評価項目及び加算点	R6年度 加点基準
当該工事における建設キャリアアップシステム活用 ○建設キャリアアップシステムへの登録、かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用（0.5点） ○建設キャリアアップシステムへの登録（0.3点） ○活用なし（0点）	当該工事において、下記①～②の建設キャリアアップシステムを活用する工事 ①元請業者が建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 ②元請業者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。

- ・ 企業として建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）への登録をしている場合または、当該工事においてCCUSの運用を誓約する場合には加点します。（※本項目の加点は合算ではありません。）
- ・ 入札公告日までにCCUSの登録が済んでいる場合のみ加点します。

② 配置予定技術者の能力の詳細

②-1：担い手育成加算について

<p>【特別簡易型】土木（土木一式工事）4千万円以上 評価項目及び加算点</p>	<p>R6年度 加点基準</p>
<p>担い手育成加算</p> <p>○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.5点)</p> <p>○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.3点)</p> <p>○加算なし (0点)</p>	<p>配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、担い手育成加算の評価点を加える。</p> <p>① 入札公告日において満45歳未満の者</p> <p>② 平成31年4月1日以降に市が発注する土木一式工事の主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が平成31年4月1日～令和6年3月31日までに完成検査を受けた工事が対象</p> <p>③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。</p> <p>④ 女性技術者である。</p>

・配置予定技術者が入札公告日または指名通知発行日において、満40歳未満もしくは女性技術者である場合または、40歳以上45歳未満の場合は加点します。なお、女性技術者においては、年齢制限はありません。

・対象工事で配置技術者の交代がある場合は、工期の2/3以上を従事した者が加点対象となります。

※平成31年4月1日から入札公告日または指名通知発行日までに引渡しを終えた奄美市が発注する土木一式工事において、主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績がある者。かつ工事成績が78点以上の者である場合に限り加点対象とします。

② - 2 : 過去3年間で配置予定技術者の工事成績評定最高点について

<p>【特別簡易型】土木（土木一式工事）4千万円以上 評価項目及び加算点</p>	<p>R6年度 加点基準</p>
<p>過去3年度間で配置予定技術者の工事成績評定最高点</p> <p>○85点以上 (1.0点) ○75点以上85点未満 (0.5点) ○75点未満又は実績なし (0点)</p> <p>※配置予定技術者は複数候補を提出することも可能とする。 なお、複数候補を提出した場合には、候補者の中で工事成績評定最高点が一番低い技術者の点数を採用する。</p>	<p>令和3年4月1日から令和6年3月31日までに完成した奄美市発注の土木一式工事において、配置予定技術者の工事成績評定最高点は何点か。又は、配置予定技術者が国若しくは県から表彰を受けているか（国若しくは県より表彰を受けている者は、本市成績評定85点以上の者と同様とする。）</p> <p>なお、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに完成した奄美市発注の土木一式工事において、技術者として配置していない場合は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに期間を拡大する。</p> <p>ただし、配置予定技術者が対象工事で主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。</p>

- ・過去3年間に奄美市が発注した土木一式工事において、配置予定技術者の最高点に応じて加点します。また、配置予定技術者が国もしくは鹿児島県から表彰を受けている場合は、本市工事成績85点以上と同様とします。
(※本項目の加点は合算ではありません。)
- ・過去3年間とは令和3年4月1日から令和6年3月31日までに引渡しを終えた工事とします。
- ・過去3年間に奄美市が発注した土木一式工事の実績が無い又は国若しくは鹿児島県から表彰を受けていない場合は、過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日)までに期間を拡大することが出来ます。
- ・共同企業体の工事成績は、全ての構成員が評価の対象となります。

- ・配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数人を候補者とすることが出来ます。その場合は、審査において候補者のうち評定点数が一番低いもので評価します。
 - ・対象工事で配置技術者の交代がある場合は、工期の2／3以上を従事した者が加点対象となります。
- ※配置予定技術者が対象工事において、主任（監理・特例監理）技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績がある者。かつ対象工事に従事した時点で、「1級または2級建設機械施工管理技士」と「1級または2級土木施工管理技士」の資格を保有している場合に限り加点対象とします。

③ - 3：過去2年間のCPDS（「1級又は2級建設機械施工管理技士」若しくは「1級又は2級土木施工管理技士」）
単位取得状況について

<p>【特別簡易型】土木（土木一式工事）4千万円以上</p> <p>評価項目及び加算点</p>	<p>R6年度 加点基準</p>
<p>過去2年度間のCPDS （「1級又は2級建設機械施工管理技士」若しくは「1級又は2級土木施工管理技士」）の単位取得状況</p> <p>○ 推奨以上（1.0点）</p> <p>○ 推奨未満（0.5点）</p> <p>○ なし（0点）</p>	<p>「1級又は2級建設機械施工管理技士」若しくは「1級又は2級土木施工管理技士」の資格保有者について、 令和4年4月1日から令和6年3月31日までに（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。</p> <p>・推奨単位数：20ユニット</p>

・配置予定技術者が過去2年間において（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）にて「1級又は2級建設機械施工管理技士」若しくは「1級又は2級土木施工管理技士」について取得した単位数に応じて加点します。なお推奨単位数は（20ユニット以上）とします。

- ・過去2年間とは令和4年4月1日から令和6年3月31日までとします。

②-4：配置予定技術者の保有している資格の有無について

<p>【特別簡易型】土木（土木一式工事）4千万円以上 評価項目及び加算点</p>	<p>R6年度 加算基準</p>
<p>資格の有無 ○1級の国家資格を保有する技術者（1.0点） ○2級の国家資格を保有する技術者（0.5点） ○上記以外（0点）</p>	<p>配置予定技術者が保有している土木一式工事にかかる資格の有無 なお、監理技術者の配置が必須となる工事については、監理技術者となれる資格有する者に限る。 （1級又は2級建設機械施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士の資格を指す）</p>

- ・配置予定技術者が「1級建設機械施工管理技士、若しくは1級土木施工管理技士」または、「2級建設機械施工管理技士、若しくは2級土木施工管理技士」の資格を有している場合は加算します。

（※本項目の加算は合算ではありません。）

- ・入札公告日または指名通知発行日までに技術資格を保有している場合に限り、入札公告日または指名通知発行日後に取得した資格については加算対象外となります。

また、資格試験を合格したが資格証が届いていない場合については、合格通知をもって資格保有者とみなします。

- ・監理技術者が必須となる工事については、監理技術者となれる資格を有する者に限ります。

配置予定技術者が監理技術者となる資格を有していない場合は、無効入札となりますのでご注意ください。

③-1：地域への貢献について

【特別簡易型】土木（土木一式工事）4千万円以上 評価項目及び加算点	R6年度 加点基準
<p>地域への貢献</p> <p>①過去5年度間のボランティア活動等による地域貢献の実績（0.3点）</p> <p>②上記ボランティアのうち特定外来種の駆除実績（0.3点）</p> <p>③過去3年度間における市が管理する公共施設の伐採等の実績（0.3点）</p> <p>④消防団員の雇用（0.3点）</p>	<p>下記の①～④のうち該当する場合は加点。（上限は1.0点です）</p> <p>① 平成31年4月1日から令和6年3月31日において、年度1回以上、延べ5回以上、公共施設へのボランティア活動等を行った実績があるか。</p> <p>なお、各種団体等においてボランティア活動を行った場合には、その活動人数によって下記のとおり区分する。</p> <p>5名以上の活動（活動実績1回）</p> <p>1名～4名以下の活動（活動実績0.5回）</p> <p>② 上記、ボランティアのうち特定外来種の駆除を行った実績があるか。</p> <p>③ 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに奄美市が管理している公共施設での伐採等の実績があるか。（※奄美市が直接発注をした業務は除く）</p> <p>④ 消防団員に所属している役員又は常勤の従業員を現在雇用しているか。</p> <p>ただし、入札公告日または指名通知発行日までに消防団員証の交付を受けている者に限る。</p>

- ・上記①～④の項目について、実績等がある場合は項目ごとに加点します。
- ・①の過去5年間とは平成31年4月1日から令和6年3月31日の5年度間とします。また各年度において1回以上の実績が

あり、延べ5回以上の公共施設等へのボランティア活動実績がある場合に加点対象となります。

- ・①のボランティア活動において、各種団体（奄美市建友会や奄美市建設業協会など）にて、5名以上で活動した場合は、実績を1回とし、1名以上4名以下で活動した場合は、実績を0.5回とみなします。
- ・③の過去3年間とは、**令和3年4月1日から令和6年3月31日まで**とし、当該期間内に奄美市が管理している公共施設での伐採等の実績がある場合は、加点対象となります。なお、奄美市が業務委託として発注した場合は、加点対象外となりますのでご注意ください。奄美市の公共施設にてボランティアを行った場合には、③と重複して活動実績とし①と③両方で加点対象となります。
- ・④の消防団員雇用は、入札公告日または指名通知発行日までに消防団員証の交付を受けている場合に限り加点対象となります。

④ - 2：過去5年間の雇用状況について

【特別簡易型】土木（土木一式工事）4千万円以上 評価項目及び加算点	R6年度 加点基準
過去5年度間の雇用状況 ① 奄美市内に居住する新規就業者の雇用がある（0.5点） ② 奄美市内に居住する障がい者の雇用がある（0.5点）	① 平成31年4月1日から令和6年4月1日までに奄美市内に居住する新規就業者がいる。（※新規就業者とは本市の建設業において新規に就業するものを言う） ② 当該年度から過去5年度間に障がい者手帳を持ち、なおかつ奄美市内に居住する従業員がいる。

- ・過去5年間に奄美市の建設業において、初めて従事する就業者を雇用しており、かつ当該就業者が奄美市内に居住する場合に限り加点します。
- ・過去5年間に障がい手帳を保有している就業者を入札公告日または指名通知発行日時点で雇用しており、かつ当該就業者が奄美市内に居住する場合に限り点加点します。
- ・過去5年間とは、平成31年4月1日から令和6年4月1日とします。